

## 今回の主な論点

### 【中小企業関係】

1. 現行の中小企業の基準（資本金1億円以下）では、全法人の99%が中小企業に分類されることになる。公平の観点から、この基準を数段階にする、又は引き下げるべきではないか。
2. 現在、中小企業に係る基準は資本金だけである。しかし、高所得の中小企業が特例措置を受けているという会計検査院の指摘に鑑み、特例措置の適用に際して他の基準を用いることが合理的な場合があるのではないか。
3. 軽減税率を含め多種の優遇措置が講じられている結果、収益力が低い企業が存続し、産業の新陳代謝が阻害される面があるのではないか
  - 基本税率（25.5%）を引き下げる場合、現在の軽減税率についても必要性を再検討すべきではないか  
(注) 中小企業については、800万円以下の所得に以下の軽減税率が適用される  
本法：25.5%⇒19%、租特法：19%⇒15%
  - 中小企業向け租税特別措置は、他の租税特別措置と同様の考え方（第3回DGで議論）で見直すべきではないか
4. 個人・法人間の税制上の違いによって法人形態を選択する「法人成り」については、その歪みを取り除くべきではないか。例えば、恣意的な配当の繰延べ等が行われるおそれがあることを考慮し、同族会社の留保金課税は、中小企業も適用対象とすべきではないか

### 【公益法人等関係】

1. 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコールフットィングの観点から見直すべきではないか
2. サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか